

# オランダにおける「教育の自由」の理念と実践 —日本の初等教育への示唆—

## The Idea and Practice of “Freedom of Education” in Netherland: its implications for Primary Education in Japan

成清 美治\*

Yoshiharu NARIKIYO

### <要旨>

The purpose of this study is to examine trends and future prospects of Japanese primary education reform, from the perspective of “freedom of education” in the Netherlands.

First, the study focuses on Dutch thought of freedom and its significance in education. Second, based on a visit to Dutch elementary schools, it describes the characteristics and challenges of alternative education in the Netherlands. Third, learning the idea and practice in Dutch education, this study attempts to analyze trends of Japanese primary education reform and to reveal its tasks for the future.

Key Words : education in Netherlands, Dalton school, new course of study, freedom of education, alternative education

### はじめに

近年オランダは「子どもの幸福度世界一」「自由度の高い教育制度の国」として世界から注目を集めている。

オランダの人口は1,718.4万人（2017年12月、オランダ中央統計局）、面積は41,864km<sup>2</sup>で九州とほぼ同程度の面積で人口密度は世界でも最も高くなっている。また、1人当たりのGDPは5.41万米ドル（2019年IMF予測）で日本のGDP4.14万米ドル（2019年IMF予測）を大きく上回っている。かつて1970年代後半から1980年代かけて「オランダ病」と言われた経済的不況に陥ったが「社会保障改革」（民間サービスの導入）と「雇用の柔軟性」（雇用の確保・賃金の抑制）により、経済的危機を克服しそれ以降、EU諸国のなかでも経済的優等生へと変貌した。今日の経済状況は低成長であるが一定の成長率を維持している。オランダ経済政策分析局の2019年の同国のGDPは2.2%の成長と予測している。ただし、この数値は2017年の2.9%、2018年の2.6%に比較すると低下傾向にある（JETROのビジネス短書より）。

こうした経済状況にあるオランダは学校教育において21世紀の全人教育として「自由」と「学校選択

制」を導入して、オールタナティブ教育を各小学校（公立・私立を問わず）に導入し独創的な教育を実践している。

今日、わが国の学校教育の現場で起こっている「いじめ」「校内暴力」「ひきこもり」「自殺」等の原因として考えられるのが、学歴偏重社会のもとの過酷な「競争主義」重視教育或いは「画一的斉授業」における非主体性教育の存在である。

オランダの自由教育と学校選択制にもとづく教育は、個性の重視（一人一人とりを大切にす教育）と社会性の尊重（社会に目を向ける）を育むものとなっている。この拙論ではオランダの自由思想の確立と学校教育の歴史等を明らかにすると同時にオランダ・ユトレヒトに存在する小学校（P.C. Daltonschool De Rietakkaer）の視察を通じて Dalton教育の実態を学び、日本の教育に欠如している点を明らかにする。

### 1、オランダの教育

#### 1、オランダ自由思想の源流

この章では同国が歴史的に「自由」思想を標榜し、市民社会を構築してきたオランダの自由思想の系譜について述べることにする。

オランダはヨーロッパにおける海洋並びに陸上交

\* 本学客員教授

通の中継地としての地理的利点を活用し、「小国」であるが国土を新たに開拓しながら今日まで貿易立国として繁栄してきた。しかし、ヨーロッパ大陸を流れるエムス川とライン川が北海に流れ込むデルタ地帯にできた低地のためオランダの国土の4分の1が低湿地帯であるため国土の維持・拡大は苦難の連続であった。そのため、オランダにおける治水事業の発展は歴史的必然性であった。国土維持・拡張のために堤防、ダム、運河建設等の工事は治水を伴う難工事であったが、これらの工事を遂行するには地域住民の一致団結した結束が必要であった。地域住民自らが治水・干拓事業に共同参加することは住民の間に自ずと連帯と協働関係を構築すると同時にオランダ住民にとって必然的に「水」を学ぶ機会を得ることになった。

また、湿地帯や沼地を干拓し耕地へ転換への参加は農民が生きるための作業であり、結果として新たな生活の糧となる土地・村が誕生することになるのであった。「神は地球を創ったが、オランダ人は、オランダを創った」という格言はこのような苦難の歴史から生まれた名言である。そしてオランダの干拓・治水事業を世界的に有名にした代表的な事業が1930年代（着工1927。竣工1932）のアフスラウトダイク（Afsluitdijk）の大堤防でフリースラント（Friesland）州とノルトホルランド（Noord Holland）州の北部間の32kmにわたる堤防の建設であった。

オランダでは過去において低湿地のため幾多の洪水に見舞われ、大きな被害を被ってきた。そのため治水事業は国の最大の事業であった。この大堤防（「締切堤防」）の建設には労働者が身命を捧げたもとの完成したが、これほどの大事業は世界的に珍しくオランダ人の治水工事の技術力の高さを証明したと同時にオランダ国民の意識の高さを世界に示したものである。

この「締切り堤防」を現地で見学した作家司馬遼太郎は著書『オランダ紀行』（朝日新聞出版）にて、この堤防の石碑に刻んである「将来を樹（た）てないと、民族はなくなる」（1）という現実を見据えたオランダ人の国民性とアイデンティティ（identity）の証明であると同時にオランダ人自らがこれまで国土を干拓してきたという自負を感ずることができると述べている。

ところで、オランダの哲学者スピノザ（Spinoza, Baruch）は「なぜオランダは繁栄したか、それは自由があったからだ」と今日のオランダの発展を予言

する名言を残している。

伝統的にオランダは自由と寛容を重んずる国である。過去において、オランダは宗主国（カトリック）であるスペインに支配されていた。しかし、宗教弾圧（オランダ・プロテスタントに対する宗教弾圧）を機会にオランダはスペイン軍と苦しい戦いにおいて、最終的にスペイン軍に対する運河の堤防の水門破壊作戦による水責めが効を制し、奇跡的に同軍を撤退させることができた。この長いスペインとの戦い（1568～1648）において最後まで籠城して戦ったのが、小都市ライデンの市民である。ライデン市民は最後まで小さな「城塞」に立て籠もりスペイン軍を打ち破ったのであるが、ライデンの解放はオランダ市民の市民的権利と自由思想の擁護であり、その結果としてスペインからの独立（1581）を勝ち取ったのである。

この戦いは「個人の自由を尊重し、個人間の見解の相違を寛容に受け入れる態度を培いながら、次第に＜啓蒙思想＞を発達していく土壌を作っていたのです。啓蒙主義は、宗教による偏見を排除し、特定の宗教に囚われない中立性や合理性を重視しました。」とリヒテルズ直子は著書『オランダの教育』（平凡社）にて述べている。（2）

その後、オランダは経済的繁栄のもとで文化・芸術、思想等が開花することになり、成熟した市民社会（市民意識）を基盤として17世紀において、商人社会を発展させ交易により、ヨーロッパで確固たる経済的地位を築いたのである。こうした社会背景のもと、商人ギルドを中心としたオランダ社会は相互扶助を前提とした市民社会を構築したのであった。今日、残されているオランダの17世紀の絵画の特徴は、ヨーロッパの覇権国家であったフランスやドイツ或いはイギリスの多くの絵画に見られる支配者自身の肖像画ではなく、市民中心の「集団」肖像画に見られる（集団肖像画として、レンブラントの「夜警」が世界的に有名）。このことは、市民一人で高価な画代を分担することが不可能で「割り勘」を原則としたもとの、絵画の中に納まることを選択した。こうした、商人ギルドを中心とした市民社会は「自由・公平・連帯」の理念のもとで生まれたものであるが、そのルーツはオランダの哲学思想にある。一般的にオランダ国民は、理知的・理性的であるが、抽象的であるより具体的であることを好むといわれている。この根拠は、同国の思想に拠るところが大きい。

ここで、オランダの自由で公平な市民社会の建設に思想的に影響を与えた賢人3人をあげることにする。

1人目の賢人は、オランダの精神的祖であり、同国の文化や思想に影響を与えたのはルネッサンス期の人文学者エラスムス (Erasmus, Desiderius) である。

彼は主著『痴愚神礼賛』(1509)のなかで王侯や教会の愚行を批判し、「人間の尊厳と自由」を強調した。すなわち、同書で当時の理知的でなく非合理性や欺瞞に満ちた宗教者や支配者を痛烈に批判したのである。しかし、教会の墮落を批判した穏健で中庸思想を基調としたエラスムスであったが、免罪符問題をきっかけにローマ教会を批判し、宗教改革を断行したルター (Luther Martin) の改革に対しては、キリストの純化に賛同したが、その運動があまりにも急進性で教会の分裂を招くため人文主義者 (ヒューマニスト) の立場から中庸の立場を取ったため改革派から絶縁されることになった。

2人目の賢人は、オランダの自由思想・文化の構築に影響を及ぼした人物は近代自然法学と国際法の基礎を確立し、「自由と平和」を重んじたグロティウス (Grotius, Hugo) である。彼は主著『戦争と平和の法』(1625)を著した。彼は国際法学の基礎を体系づけ人間の社会関係は理性的、社会的で自由・平等な人間相互間の基本的社会秩序としての自然法に服するとした。(3)

彼の思想は、ロック (Locke, John) やホブズ (Hobbes, Thomas) と並んで法とは中世の自然法と神から独立し、人間の本性に基づくものであるという近代の自然法の根本原則を構築したのである。

3人目の賢人は神への知的愛を説いた哲学者であるスピノザをあげる。彼はデカルト (Descartes, Rene) の二元論 (精神と物体は互いに独立したもの) を批判し、穏健的であり理性本位の立場に立ち、全ての属性を包括する汎神論的一元論を主著『エチカ』(1677)にて展開し、オランダの文化・自由思想の構築に影響を与えた。

以上、オランダの自由思想の構築に影響を与えた3賢人について紹介したが、それに忘却してはならないのは、オランダの合理主義とプロテスタントの影響である。こうした思想的背景のもと17世紀には「株式会社東インド会社」を設立したオランダは、貿易立国として、世界の覇者となり黄金期を迎えたのである。この前提には絶妙なバランス感覚

の獲得と市民生活を基盤とした文化・教育の成熟並びに市民意識の醸成があったことは相違ないのである。その根底には同国の「自由」と「寛容」と「中庸」の精神的風土が存在していたことである。つまり、地理的にあるいは伝統的に多民族・多極国家であるがゆえに、個人と他者の自由を尊ぶ「寛容と主張」の社会が人々の生活を支えてきたと同時にこのような風土が人々の自己実現を育て上げてきたのである。こうした「他者尊重共存社会」のなかで個人のみならず他者の自由と権利を容認する社会であることが、現在も世界においてオランダの独特の存在を意義づけているのである。また、その国家観において他のヨーロッパ諸国と同様、ヒューマニズム思想とキリスト教的慈善思想が介在していることは否めない事実である。

## 2、オランダ教育の歴史的改革

オランダは歴史的に大国に挟まれた「小国」として苦難の道を歩んできた。そのため交易国として貿易による国家形成を成し遂げると同時に多民族国家のもとで市民社会を構築したが、同国の教育は、一部の上流社会の特権階級に属する人々のために教会を中心とした教育を行ってきた。

そして、1801年には「教育法」(学校法)が成立した。その結果、教育問題を巡って自由主義者にもとづく指導者から中立性を重視する観点から宗教関係の学校が閉鎖され公立学校が開設された。

しかし、これに異議を唱えたのが宗教関係者であった。こうして両者 (自由主義者と宗教関係者) の対立は顕著となり、19世紀後半の最大の政治課題となった。このような教育問題に対して、世俗化した公立小学校と並んで、宗教教育を重視する宗派私立小学校への全額補助を実現し、オランダの都市と農村には公立・新教系・旧教系の小学校が並存し、さらに都市ではモンテッソーリ・ダルトン校などの私立校も全面国庫補助を受けてこれに加わった。(4)

オランダにおける学校制度と宗教に関する論議は政治的判断により、「学校闘争」は収束することになった。学校闘争終結の結果オランダの教育は、学校創設の自由が1848年に確立、国庫補助金の一部獲得が1887年に獲得、そして、1917年に公立校と私立校に対する平等な国庫補助金の獲得に至った。

このような経緯のもと公立校と私立校が平等に扱われるようになり、オランダの義務教育は「教育の自由」を獲得すると同時に各宗教系学校の存立を認めることによって、国民間の信仰の自由を認めること

になった。結果的にこの教育問題への対策がこれまで宗教政党の新旧対立を緩和することになり、オランダの教育がカトリック、プロテスタント、社会主義、自由主義に基づく「縦割り集団」のもとで運用された。

また、この時代は文化・宗教・哲学面において合理主義、功利主義、物質主義の勃興に伴ってこれまでのキリスト教に対する批判のもとで世俗化と自由化がプロテスタントを中心に興った。

第2次世界大戦後オランダは経済復興に努め1959年以降、高度経済成長期を迎えることになった。かつて、同国はチューリップ、酪農を中心とした農業・酪農国であったが、製鉄・機械・造船等の金属工業、食品工業、石油工業を主とした工業・貿易立国へと変貌した。しかし、この経済成長による新たな産業の発展は、同時期の日本同様地方からの人口（労働力流入）をもってしても労働力不足は顕著であった。こうした状況下にあっても若者の高校・大学進学率も上昇することとなった。

こうした急速に進む工業化・産業化は政教育制度改革の整備の必要性を迫ることとなった。1963年当時の首相カルスは中等教育に関する教育改革を実施した。

そして、彼は「マンモス法案」(中学から大学までの教育改革)を議会に提出、成立(1968年より実施)に努力した。法案の成立によって、1世紀にわたって用いられてきた名称も初等教育は基礎教育(6年制)に、中等教育は前期中等普通教育(MAVO、3-4年制)に、高等市民教育(HBS)は後期中等普通教育(HAVO、5年制)に改められた。他方、大学進学コース(VWO、6年制)の高校は旧名のままアテネウム或いはヒムナシウムが用いられた。義務教育は10年で、6年の基礎教育課程を終えた児童の約40%は中等職業訓練学校(4-6年制)へ、他はHAVO、VWO(共に大学進学コース)かMAVOへ進み、MAVOと中等職業訓練学校の卒業生は高等職業訓練学校に進学することが度確立された。(5)

ところで、オランダの教育は「オランダ王国憲法」(1989)第23条のもとで教育の自由がより細かく規定されている。

同条文は以下の通りである。

- ①教育は政府の持続的責務の対象である。
- ②教育の供与は、法が定める官庁の監督および教育の供与者の技量と特性についての検査の条件を満た

す限り、自由である。

③公立教育は、各人の宗教ないしは信条を尊重して、法が定める。

④各地方自治体において、当局により十分な数の学校において十分な公立普通初等教育が供与される。法が定める規則に準じて教育機会の供与が十分認められる限りにおいて、この規定の逸脱が認められる。

⑤教育については国庫から全部ないしは一部の費用を拠出する妥当性の要件は私立教育に関する限り、主義の自由を遵守して法が定める。

⑥この要件は、普通初等教育については、国庫から全額負担を受ける私立教育および公立教育の妥当性は、教材の選択と教員の任命に関して、特に私立教育の自由を尊重して定められる。

⑦法が定める要件を満たす私立普通初等教育は、公立教育と同一の基準に従って国庫から費用を拠出される。私立普通中等教育および予備高等教育に対する国庫からの補助が与えられるための要件については、法が定める。

⑧政府は国会に対して、各年、教育の状態についての報告を行う。(6)

同法のもとで「教育の3つの自由」(設立、理念、教育方法)が認められている。

### 3、日本とオランダの学校選択制

オランダでは経済的に安心して国民(保護者)は「学校選択制」(学校選択の自由)のもとで各校の教育内容に準じて公立或いは私立の自由な選択をすることができる。日本の場合、「学校教育法施行令」(昭和28年10月31日)第5条第2項の規定にもとづき、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合、市町村の教育委員会は当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない」とあり、原則学校選択制は認められていない。しかし、その後、学校選択を弾力的に応用することが認められ、一部の市町村教育委員会で学校選択制を実施している。また、高等学校進学に際して各都道府県において学区が異なって規定されている。例えば大阪府の高等学校の場合、現在2014年度入学者選抜以降、大阪府立及び大阪市立・堺市立・岸和田市立・東大阪の公立の高等学校は大阪府内全域から出願が可能となっている。このように大阪府の場合「大学区制」(名目上の選択制)を導入しているが、その結果、明らかに学校格差(大学進学率)が生じ、大学進学に有利な学校とそうで

小学校	実施 --- 248 (15.9%)		非実施 --- 1,301 (84.1%)			計
	A	B	C	D	E	
設置者数	234	12	1,267	26	8	1,547
割合	15.1%	0.8%	81.9%	1.7%	0.5%	100.0%

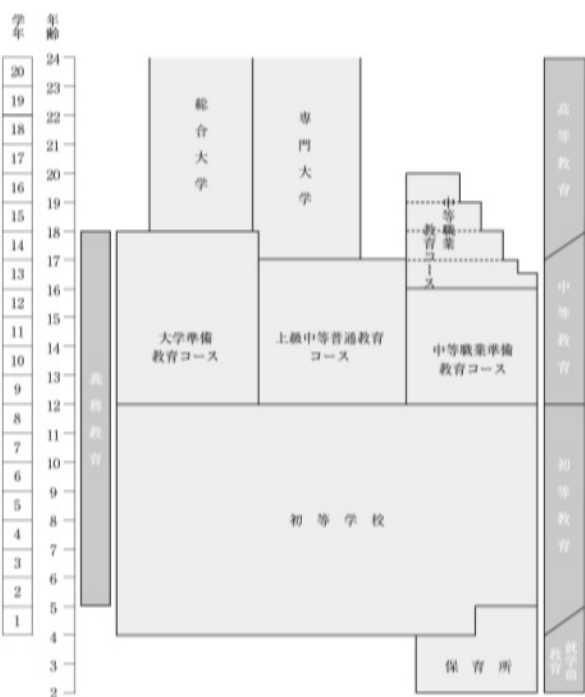
図表一 学校選択制の実施状況（出典：文部科学省）

ない学校格差が存在する。

図表一は日本における小学校における学校選択制の実施状況である（平成24年10月1日、文部省）。この図表によると全国の小学校で学校選択制を実施している割合は、245校で全体の15.9%で、そのうち「自由選択制」（当該市町村の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの）は僅か10.5%となっている。尚、日本の公立或いは私立の小学校・中・高等学校に進学する子弟は親の経済力によって、進学先が左右されるが、オランダの場合、公立・私立に関係なく小学校の学費は基本的に国庫補助となっているため、親の経済力によって進学が左右されることはない。むしろ、学校選択制によって、わが国において深刻な問題を呈している不登校、引きこもり、いじめ、自殺等の問題が軽減されることが考えられる。

このようにオランダ教育制度の特徴は既述したように「教育の自由」が保障され、学校選択制の導入を行っていることである。

4、オランダの学校制度



図表二 オランダの学校体系（出典：文部科学省「世界の学校体系」）

オランダの義務教育は基本5歳（大部分の子どもは4歳から入学）から小学校に入学し8年間（5歳～12歳）の課程で小学校を修了する。

オランダの小学校は小規模校（全校生徒平均250名規模）であるので校長・教員と児童の間は親密性に溢れている。教育内容、教育方法、教材等は教員が決めることになっている。すなわち、学校と教員に「自由裁量権」が認められている。尚、小学校課程において学習到達目標に至らない生徒に対しては留年制度（落第）を設けている。この「落第制度」は単にもう一度同学年を履修するという意味でなく、子どもの学習程度に応じて学習のチャンスを与えるというものである。小学校（基礎学校）を修了する児童は中等教育（中学校）に進学することになるが、中等教育には3つのコースがある。第1は、大学に入学するための6年制の大学準備教育コース（VWO）、第2は、5年制の上級中等普通教育コース（HAVO）、第3は、4年制の中等職業準備教育コース（VMBO）である。中学校が将来の進路に応じて分かれているのはヨーロッパの国々の伝統であるといわれているが、どのコースを選択するかは、CITOテスト（「全国一斉学力調査テスト」）の結果を参考に保護者と子どもが各コースを選択する。尚、途中で進路の変更を希望する者は他のコースへの編入を認められている。具体的には、HAVOで卒業資格を取得した者は直接3年制の総合大学（WO）に進学できず6年制のVWOの6年制に編入し、卒業してから大学に進学することになる。また、VWOを卒業していると一つレベル下の4年制のHBO（専門大学）に入学することもできる。また、HAVOを修了すればHBOだけでなく4年生のWBO（中等職業教育コース）にも進学することができる（「移行クラス」システム）。ただし、コースの移行に関しては各学校が要求する成績を修めることが条件となる。

ここで各コースの教育内容について触れることにする。まず、VWOであるがこのコースは6年間の学習課程が課せられているが、このコースは大学進学を目指す者のためのもので、ギムナジウム（gymnasium：ギリシャ語とラテン語が必修となる大学準備教育）とアテネウム（atheneum：ギリシャ語とラテン語を学習しない大学準備教育）の2種類がある。

このコースを卒業すると3年制のWOに進学することになるが、大学入学の条件は、VWOの卒業（修了）資格であるが、難易度の高い医学部取得は

勿論であるが、「全国共通試験」(CE)と「校内試験」(SE)で優秀な成績を修めていることが条件となる。尚、オランダの大学は、全て国立であり、学士(3年課程)、修士(1~3年課程)、そして、博士課程(3年以上)となっている。尚、オランダでは大学進学者は少なく(全学生の10%程度)で大学卒は社会のエリート階層に属する。次にHAVOは5年間の学習期間が課せられ、高等な技術を習得するコースを修了して卒業資格を有すれば、HBOに進学することができる。卒業時には学士(4年課程)、修士(1~2課程)が授与される。一般的にVMBOコースを卒業した者はそのまま就職するかWBOに進学することになっている(図表-2参照)。

	オランダ	日本
年 限	8年(4歳から12歳まで) *義務教育開始は5歳から	6年(6歳から12歳まで)
学校の種類	公立学校と、私立学校に大別される。	地方自治体によって設置され、公費によって運営される公立学校と、学校法人によって設置される私立学校に大別される。
入学する学校の決定(学校選択制)	公立学校、私立学校を問わず多様な学校から選択できる。	公立学校に入学する場合には、市町村教育委員会によって指定された学校に進学。一部自治体では、学校選択制が導入されている。私立学校への入学には、各学校で実施する選抜試験がある。
設置者	公立学校：地方自治体、又は地方自治体が設置する協会・財団 私立学校：学校を設置した協会、財団等	公立学校：市町村 私立学校：学校法人
運営費	公立学校、私立学校とも、公費によって運営される。	公立学校は公費で運営される。私立学校は私学助成のほか、授業料、寄付金等で運営される。
教育課程	国は、教科の種類、最終学年終了時の達成目標、授業時間数を定める。教育内容に関する規定はない。	公立学校、私立学校とも国の定める学習指導要領に準拠した教育課程を編成する。国が授業時間数、各教科の目標、内容等も規定。
使用する教科書・教材	国定・検定教科書は無い。一般に民間業者が作成した教材を教員や学校が選択。初等学校では教科書の使用はほとんど無い。	検定教科書を中心に使用。公立学校の教科書は、採択区域内で同一の教科書を使用する。
教 員	教員人事は公立及び私立学校を運営する学校運営団体が行う。学校ごとに求人が行われる。初等学校の場合は、HBOに該当する教員養成大学の修了証明が教員免許に相当。公立学校においても学校間の教員の異動は一般的ではない。教員の給与は、原則として公立、私立とも同一の体系に基づく。	公立学校の教員人事は、市町村への人事権移譲がない限り、都道府県が行う。大学の教員養成課程を経て教員免許を取得した者を、各都道府県が採用試験により採用する。公立学校間で異動が行われる。
授業料	公立学校、私立学校とも無償。学校独自の教育プログラムのために寄付を求められることがある。公立学校の場合は、寄付を強制することがない。	公立学校の場合は無償。私立学校に入学した場合は有償。
教育監査	教育監督庁による教育監査が実施される。	学校による自己評価(義務、保護者・地域住民等による学校関係者評価(努力義務)、教育専門家による第三者評価(法的義務はなく、実施を推奨)がある。

(注) 日本には、国立の小学校(国立大学附属小学校)も存在するが、この表では公立と私立に限定して説明した。  
(出典) リヒテス直子「オランダ」学校教育研究所編「諸外国の教育の状況」学校図書、2006、pp.54-61等を基に筆者作成。

図表-3 オランダと日本の学校制度の比較(初等教育(小学校)段階)(出典：黒川直秀「オランダの教育と学校選択制」レファレンス2015.1 P85)

図表-3はオランダと日本の学校制度(初等教育)の相違を示したものである。

尚、オランダの教員養成には3コースあり、小学校の教員は4年間(主としてHBO)で養成、中学校の教員は4年間(主としてHBO)で養成、高等学校の教員は5~6年間(WO)で養成される。

### 5、オルタナティブ教育

オランダでは「百の学校あれば百の教育がある」と言われる程、個性的な教育を展開して多数の小学校が存在する。

今日、オランダの教育が注目されているのはオルタナティブ教育(Alternative education: もう一つ別の教育)の存在である。現在、オランダにある学校のうち約10%がオルタナティブ教育を実施し

ている。主なものは(1)モンテッソリー教育(Montessori Education)(2)ダルトン教育(Dalton Education)(3)イエナプラン教育(Jena-plan Education)(4)シュタイナー教育(Steiner Education)(5)フレイネ教育(Freinet Education)等である。(7)

#### (1)モンテッソリー教育

この教育はイタリアの女医・心理学者モンテッソリー(Montessori, Maria)が始めた教育方法である。この教育において教師・親の役割について「子どもは自らを成長・発達させる力を持っているものである。故に教師は子どもの自由を保障し、子どもが自立するために援助する存在である」と定義している。すなわち、子どもの自由な活動こそ教育の中心であるべきだと主張している。モンテッソリー教育の特徴は感覚訓練を中心とする独創的な教具を使い、周到に整えられた環境において、幼児の感覚と筋肉、精神と身体で全体的な活動を刺激する自主的活動教育にある。(8)尚、このモンテッソリー教育は、幼児教育の発達段階を考慮して0歳~3歳期と、3歳~6歳期に分けて考えられている。授業方法として、あらゆる種類の教材・教具を用いて子どもの発達を刺激する方法を用いる。

また、彼女は、1905年にローマのスラム街に子どもの施設(「子どもの家」)を創設(責任者)し、教育と実践を研究した。その成果がモンテッソリー教育として各国にひろまった。

#### (2)ダルトン教育

ダルトン教育は、アメリカ合衆国の教育者であるパークスト(Parkhurst, Helen)によって提唱された。この教育の始まりは、アメリカのウイスコンシン州のダルトンという小さな村において4歳から12歳までの15名の小さな1クラスのみを擁する学校であった。異年齢の子ども達が共に学習するため、個別学習によるダルトン教育が始まった。ダルトン教育は、個別学習(「個別化」)と協力を基本とする教育で、子どもの責任にもとづく自由(freedom)、自立(independent)、協力(corporation)の3点を基本原理とする教育である。授業の方法として、簡単なインストラクション(指示・助言)と自立学習を基本とする。そして、個別の課題を教員と児童間との契約で達成させると同時に児童自ら時間配分を考える。課題をこなした子どもは教師のところへ行き結果を見てもらって課題終了のサインをもらう。尚、週1回の間隔でクラス会議が開かれクラスのメンバー

が興味を持てる話題を議論することによってクラス全員の協調性を図ることになっている。この教育の特徴は、児童の課題を教員と児童との間で決定し、児童の自立的計画で学習することである。

### (3) イエナプラン教育

ドイツの教育学者ペーターゼン (Petersen, Peter) によってイエナ大学での教育実験により、創始された。授業方法として、異年齢の子どもたちをファミ・グループとしてクラス編成して、サークルの対話を基本に異年齢の子どもたち同士の支え合いの機会を設ける (異年齢同士の学びあい)。教師はグループのなかに一緒に入って子どもと同じ目線で子どもの話に耳を傾ける。また、このプランでは学校の活動を「会話 (話す)」「遊び (遊ぶ)」「仕事 (働く)」「催し (祝う)」を基本活動とし、これを循環させる。この教育方法がオランダに紹介されたのは1955年以降である。このプランの目的は、自己自身を知るというだけでなく、他者理解 (他者の良さを認める) に繋がり、社会に積極的に参加する人材を養成するところにある。結論として、イエナプラン教育の特徴は①「異年齢が学級を構成する」②「科目によらない時間割設定」③ワールドオリエンテーション (現実の世界で生起している出来事や課題をテーマにする) の実施④サークルでの対話⑤教室は「リビングルーム」である。

このイエナプランは他のオールタナティブを採用している学校としては後発組であるが、現在、オランダでは多数の学校で採用されている。この教育の特徴は、異年齢混合学級で構成されサークル形式を重視し、学習形式をリズムカルに循環させる。

### (4) シュタイナー教育

この教育の発案者は、オーストリア出身のシュタイナー (Steiner, Rudolf) である。彼は人智学 (アントロポソフィ) で著名な思想家、教育家であるが、子どもの発達には「頭」(知的発達)、「心」(情動的発達または情緒)、「手」(技能的発達) の3者のバランスによるものであるとする。

すなわち子ども発達には頭、心、手の3者の連携・総合的学習によるものである。尚、授業方法は6歳~13歳位の子どものクラスの1人の教師が一定期間 (4週間程度)、ひとつの教科に絞り、集中して指導し、全学期間 (持ち上がり) 担任は同じで、一般の学校と比較して、読み、書き、算数重視ではなく音楽、芸術、手作業を重視する授業を展開することであるが、同教育の特徴は、手と頭と心の発達を

重視する教育で一定期間1科目に集中した授業を展開するのである。また、教師の役割は普通の学校と比較して多様な学習体系を要しているため、多才な能力を具備した教師が必要であり、それが教師に求められている。

### (5) フレイネ教育

この教育は、フランスの教育実践者フレイネ (Freinet, Celestin) によって提唱された。彼は代用教員として学校に勤務していたが、第1次世界大戦で戦地に赴き、障害者となり帰還した。肺の疾患のため教職に復帰後、大声を出すことが不可能となり、伝達本位の教育ではなく表現を重視した教育に活路を見出した。

異年齢・同年齢クラスのなかで助け合ったり学び合ったりすることにより、「自由作文」、「壁新聞づくり」、「学校印刷」等を通じて学ぶ教育方法を見出した。授業方法は個々の子どもの新聞づくりと自由作文づくりで印刷によるクラスの参加者が作文等を共有することができる。この教育の特徴は、児童の個々の独自の認知、人間形成を重視した教育であるといえる。

以上、オランダのオールタナティブ教育を見てきたが、各教育において共通するのは子どもの主体性を重視した教育であり、自由で児童の個性を尊重する教育であり、児童の感性と知性を重視、自立を促す教育であるといえる。

## 6、P.C.Daltonschool De Rietakker小学校

### (1) 学校運営改革

この小学校は、オランダのほぼ中央部のユトレヒト (Utrecht) の郊外の閑静な住宅地に位置する。リートタッカー小学校 (写真-1 参照) はダルトン教育実践校で2013年に赴任したヤン・バウス (Jan Buis) 校長のSAMIプラン (子どもと教師の能動的で主体的な学びを促進する考え) を導入し、学校の組織改革で一定の教育成果をあげオランダで注目校の一つにあげられている。そこで、これまで実施されてきた同校の学校改革について述べる。

#### 1) キャラクターの役割

学校改革において教師と子ども達とのコミュニケーション (理解) を図るため、キャラクターを設定している (写真-2 参照)

このキャラクター (「Ri Co」) の頭部はパンダとなっている。その理由は、パンダのもつハッピーなイメージが他人とのコミュニケーションを図るのに適しており、パンダの顔から受けるイメージから子



写真-1 ダ・リートタッカー小学校の全景



写真-2 キャラクター (「Ri Co」)

どもたちが互いに接触し、尊敬し合うということが出来る。胴体部のトラは、勇敢で力強いイメージで物事に取り組むところから胴部をトラにしている。そして尻尾はキツネとなっている。オランダではキツネは賢い動物というイメージから用いられている。これらの3者の合体により、教師と子どもたち或いは子ども達同士が相互にハッピーな気持ちでコミュニケーションを図ることが容易にできるよう考慮されたものである。

## 2) SAMIプランの全体図

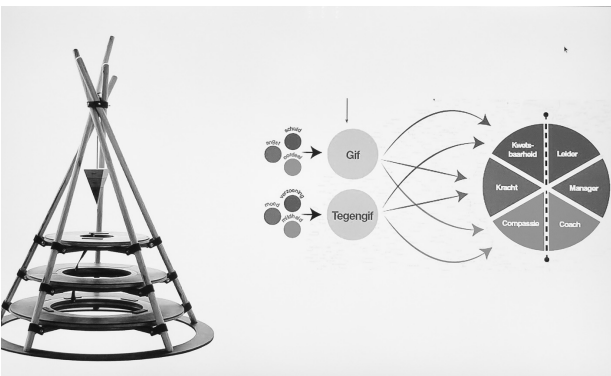


写真-3 SAMIプラン全体図

同校の学校・学級運営は基本的にSAMIプランの導入に基づいて全体図(写真-3参照)が描かれている。このプラン全体を実施することが教師と子ども達とのコミュニケーションのもとで主体的で能動的な学びを促進することになる。

## 3) SAMI プランにおける円錐

SAMIプランの全体図の円錐は5つの柱によって構成されている。それぞれの柱は校長・教師・子ども・保護者等の相互関係において定められた組織の規律となっている(写真-4参照)。この円錐は5本の柱(組織の規律)によって支えられているが、各柱の役割は以下の通りである。

- ①ビジョン形式：学校が目指していること(ビジョン)を校長も教員も子どもたちも同じ表現で答えられること。
- ②メンタルモデル：決まりきった考えから離れて思考すること。
- ③システム思考：出来事がバラバラに起こったとしても、学校組織としての課題がないか考える。
- ④個人の学ぶ姿勢：変化する社会に対応するための学ぶ姿勢が大切である。
- ⑤チーム学習：組織内外の人たちと対話を通じて全体像を改善しようとする姿勢。

これらの5本の柱によって構成されている円錐の中心に有るのが「逆三角錐」で「価値」、「ビジョン」、「ミッション」等表現している。この内部コンパスが組織内のバランスを取りながら組織のあるべき方向性を示唆するのである。(9)



写真-4 円錐を支える5本の柱

## 4) リーダーに求められる資質と課題1

人は問題を判断、解決をしようとする時、「恐れ」(angst)に躊躇し、そのため「判断」(oordeel)を誤り、それが原因で時には自らを「責め」(schuld)



ることがある。そのことが結果として人間関係において「弊害」(Gif)を招くことになる。しかし、「勇気」(moed)を持って問題に対応する場合、「和解」(verzoening)や「寛大さ」(mildheid)が生まれ物事に対する固執性という弊害を除くための「防御手段」(Tegengif)が働き、教師、子ども、保護者等における対等な人間関係を構築することができる(写真-5参照)

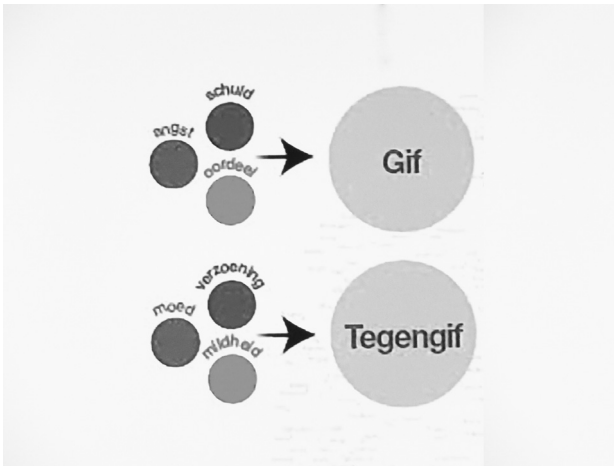


写真-5 リーダーとしての資質と課題2

### 5) リーダーに求められる資質と課題3

これらの過程(「弊害」「防御手段」)を経て対人関係を構築するコミュニケーションにおいて人間の持つ「弱さ」(Kwetsbaarheid)、「同情」(Compassie)を基盤にしながら個人は「活力」(Kracht)を得ることができる。そして、各教師は3つの役割帽(帽子に例える)を状況の変化に応じて変えながら子ども達に接することが必要である。3つの帽子とは①みんなに新しい考え方を示唆し、将来の方針を示すことができる人が「リーダー」(Leider)であり、②業務を正確に割り当てることができる意志を持つ

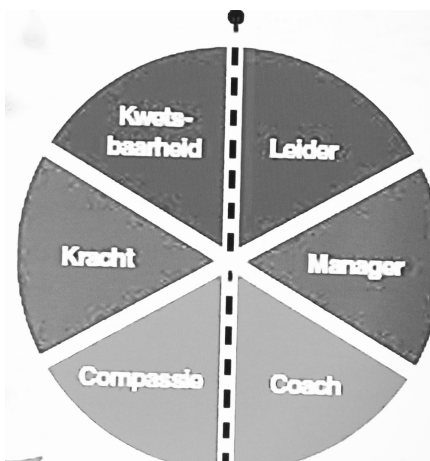


写真-6 リーダーとしての資質と課題2

ている人が「マネージャー」(Manager)であり、③教員が課題を抱えている問題を捉え、その問題を抱えている人の意見を聞きその人を支援或いは援助できる人が「コーチ」(Coach)である。これらを各教師が具備し成長(発達)することが理想のリーダー像である(写真-6参照)。

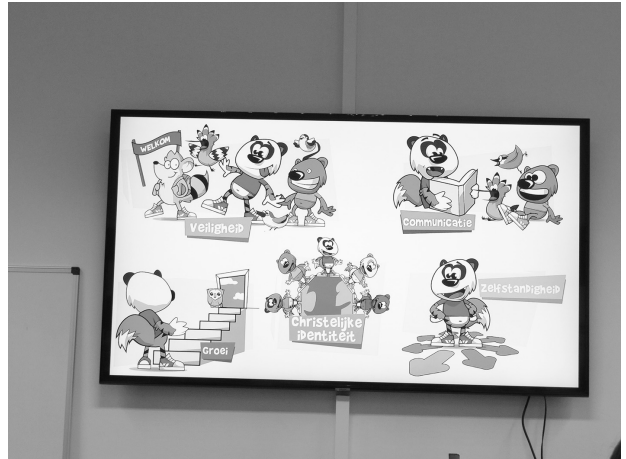


写真-7 校長と子ども達が共有する5つの価値観

### (2) 子ども・保護者とのコミュニケーションツール

校長と子ども達で話し合っただけ決めた5つの価値観(約束事)は①「安全」(Veiligheid) ②「コミュニケーション」(Communicatie) ③「自立」(Zelfstandigheid) ④「成長」(Groei) ⑤「キリスト教精神」(Christelijke identiteit) となっており、これらの5つの価値を子ども達は小学校在学中に学ぶのである。(10)

その価値観については学校の廊下の壁に貼ってあるキャラクター(Ri Co)のイラストによって5つの価値観が表現されている。これによって子ども達は校長との価値観を共有することになる(写真-7参照)。

廊下には、写真-8のような大きな絵を展示している。樹木の各枝にある巣箱には5つの価値に応じて異なった鳥(ぬいぐるみ)が入っており、クラス担任は何か問題が生じた場合、該当する巣箱の鳥をクラスに持ち帰り子ども達と対話をしながら問題の解決を図ることによって該当する価値観の意義を教えることになる。また、子どもが何らかの理由で学校を無休んだり、遅刻することが続いたりした場合保護者と教員が対話のツールとして鳥小屋の模型を利用し、子どもをサポートする。尚、この小鳥小屋の前面には5つの価値観を小学校のキャラクターである「Ri Co」を用いて描かれている(尚、この箱

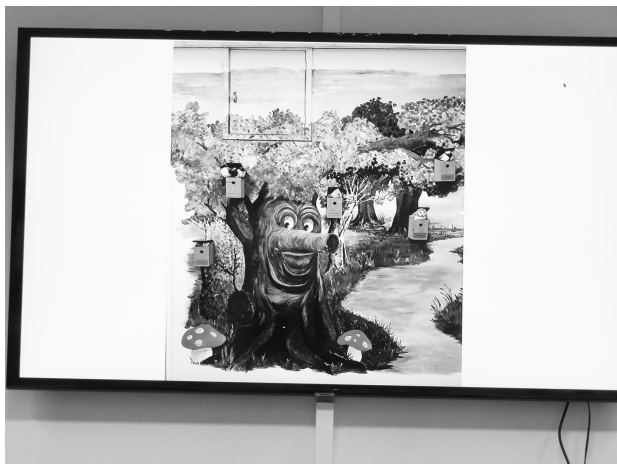


写真-8 5つの価値観の存在を示す樹木の各枝にある鳥の巣箱



写真-9 子どもをサポートするための小屋の模型

の中にはリートタッカー小学校の教育プログラムと選択のプロセスが提示されている）（写真-9参照）。

### （3）授業風景と学校施設

同校は静かな住宅街にあり、立地的環境は申し分なく、オランダでも教育評価は高い小学校で、在学する子ども達の中に移民・難民の子ども達の姿は殆ど見られない。校舎は木造づくりでの2階建て、教室は1階と2階に分散している。建物内は特別豪華ではなく機能優先な様式である。オランダの小学校の入学年齢は原則5歳児であるが、現実には4歳児から小学校入学を認めている。そのため、本校も4歳



写真-10 4歳児クラスの授業風景

児クラスがあり、30人以内の子ども達が遊びを取り入れ各10人以内のテーブルごとに分かれて授業に参加している（写真-10参照）。

ダルトン教育は、自由・自立・協力の理念のもとで、こどもの自主性と責任を尊重した教育であり、個別学習を基本とするため子ども達は各自の課題（各自の学習到達度に応じて1週間程度の課題）に基づいて先生の指導を受けながら学習を行う（写真-11参照）。課題を子どもがクリアすれば先生の承認のもと次の課題に移行する。尚、学習テーブルは4歳児を除いて、原則4人一組（この形態はデンマーク或いはフィンランドの小・中学校でも同様である）のグループ学習（ディスカッション）となっており、メンバー相互に相談（協力）をしながら課題学習を進める。また、教室以外でも自分の好きな場所（写真-12参照）に移動して学習を進めることもできる（デンマーク、フィンランドの小・中学校でも同様である）。

各教室の壁にはクラスの子も達が自ら管理する「学習計画表」（写真-13参照）が掲示されており各子ども達はその一覧表を見て、自分の学習到達度を確認して次の段階に進むことになっている。



写真-11 中学年クラスの授業風景—クラス担任が各テーブル（4人一組）の子ども達に対してアドバイスをしている



写真-12 教室外で学習する子ども達

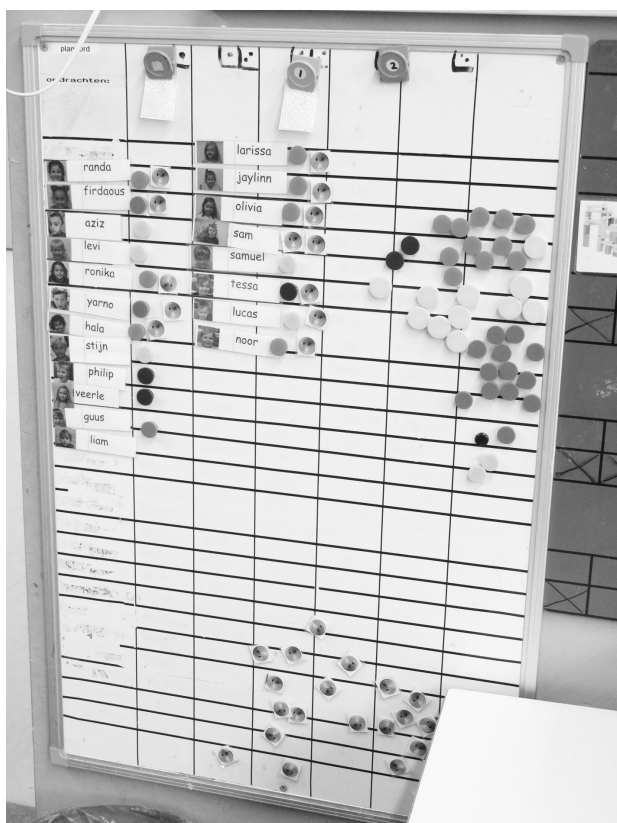


写真-13 子ども達の学習計画表

そして、学習の場としてクラスの教室以外の多目的教室（写真-14参照）等で行われることもある。この多目的教室には雑誌（絵本等）或いは教育玩具が置かれており、授業の内容に応じて利用される（異年齢の子ども達の交流の場としても利用する）。また、この小学校では能力の個人差により、学習到達度に差がある知的能力の高い子ども達に対して、特別の教室を設け、その場で学習することを許可している。

オランダでは、通学する子ども達は学区制がないため、近隣の学校に通学するのが普通である。ユトレヒトには移民（例えばモロッコ系移民）が多く居住する地域があり、教育の質が問題となっている。しかし、この小学校の立地する地域は閑静な住宅街

で親の所得も高いため、教育の経済的問題は希有である。そのため在校生は近隣住民の子ども達が殆どである。その子ども達は日本の小学校のようにランドセルを背負って通学するのではなく、同一のグリーンの袋に必要な学用品等を入れて通学している。



写真14 多目的教室の壁面

## II、日本の教育

### 1、新学習指導要領

2017（平成29）年3月31日に文部科学事務次官「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（通知）が発表された。そのなかで小学校及び中学校の改正の概要は以下の通りである。

（1）言語能力の確実な育成：情報を正確に理解し適切に表現する力を育成すると共に各教科等における言語活動を充実

（2）理数教育の充実：日常生活等から問題を見出す活動や見通しを持った観察・実験の充実並びに統計教育や自然災害に関する内容を充実する。

（3）伝統や文化に関する教育の充実：わが国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食、和服等の指導を充実する。

（4）体験活動の充実：生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するため、体験活動等を充実する。

（5）外国語教育の充実：小学校3,4年生で、年35時間の「外国語活動」と5,6学年で年70時間の「外国語」等のカリキュラムをあらたに導入。

（6）情報活用能力（プログラミング教育を含む）：  
ア、コンピューター等を活用した学習活動の充実（各教科等）、

イ、コンピューターでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成（小：総則、各教科等（算数、

理科、総合的な学習の時間など) をする。

(7) 現代的諸課題への対応:

ア、市区町村による公共施設の整備や租税の理解、イ、国民としての政治への関わり方について自分の考え方をまとめる (小: 社会)

ウ、少子高齢社会における社会保障の意義等 (中: 社会)

エ、売買契約の基礎 (小: 家庭)

オ、都道府県や自衛隊等国の機関による災害 (小: 社会)、

カ、自然災害に関する内容 (小・中: 理科)

キ、オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりとした戦後の我が国の展開についての理解 (小: 社会)

ク、障害者理解・心のバリアフリーのための交流 (小中: 総則、道徳、特別活動)

ケ、海洋に囲まれた多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実 (小中: 社会)、

コ、教育課程外の学校教育活動としての教育課程との関連の留意、社会教育団体等との連携による持続可能な運営体制 (中: 総則) 等となっている。

次に図表一4を踏まえて、新学習指導要領の (小学校) 特徴について明らかにする。

第1は英語教育 (「外国語活動」、「外国語」) の導入である。英語教育の小学校からの導入について「是」か「非」に関しては、過去に議論がなされてきたが、今回、諸外国の英語教育の動向を精査して導入に「舵」を切ったと思われる。英語は世界の共通語であると同時に経済・社会・文化のグローバル化 (国際化) のもとで、コミュニケーションの手段として必要不可欠な用語となっている。小学校にお

区 分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
各教科の授業時数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
	外国語					70	70
特別の教科である道徳の授業時数	34	35	35	35	35	35	
外国語活動の授業時数			35	35			
総合的な学習の時間の授業時数			70	70	70	70	
特別活動の授業時数	34	35	35	35	35	35	
総 授 業 時 数	850	910	980	1015	1015	1015	

図表一4 新小学校指導要領 (出典: 文部科学省)

ける英語教育の開始は2008年度の小学校5, 6年生を対象に「外国語活動」であった。つづいて2011年度に小学校5年生から必修となった。しかし、必修といっても教科書はなかったのであるが、今回の新学習指導要領で中学年 (3~4年生) は必修化、高学年 (5~6年生) は教科化となり、高学年は教科書 (テキスト) を用いて授業を展開することになる。また、高学年の授業担当は担任+専任教員の予定となっている。

ここで諸外国の小学校段階の英語教育の状況を見ると、まず、大韓民国は1997年必修科目として導入し第3学年から授業開始、授業時間数に関しては3, 4年生については週1単位時間、5, 6年生は週2単位時間となっている。授業時間は1単位時間40分である。次に中華人民共和国は2001年から必修科目として導入し、第3学年から授業開始して授業回数は週4回以上となっている。授業時間数は各学年1回20分と40分の組み合わせとなっている。そして、台湾は2001年から開始し、第5学年から必須科目として導入、授業時間数は週2単位程度となっている。また、タイは1996年から必修科目として導入、授業は第1学年から開始、授業時間数は1~3学年は週2コマで年間80時間、4~6年は週2コマ~4コマで年間80~160時間となっている。尚、1単位時間は40分となっている。

一方、欧州に眼を転じるとフランスでは2002年から必修科目として導入された。

当初は幼稚園年長組から開始されたが、2007年から小学校2学年から必修として導入された。授業時間数は週1~2単位時間となっており、1単位時間60分である。ドイツ (バーデン・ヴュルテンベルグ州の例) は2003年から必修科目として導入、授業開始は第1学年からとなっている (州によって異なる)。授業時間数は週2時間となっている (図表一5参照)。

このように諸外国では小学校段階で必修科目とし

	大韓民国	中華人民共和国	台湾	タイ	フランス	ドイツ (バーデン・ヴュルテンベルグ州)
導入	1997 (必修)	2001 (必修)	2001 (必修)	1996	2002 (必修)	2003 (必修)
学年	第3学年~	第3学年~	第3学年~ (台北市は第1学年~)	第1学年~	当初幼稚園現在、第2学年~	第1学年~
授業時間	3,4年生 週1単位 (1単位40分) 5,6年生 週2単位 (1単位40分)	週4回以上 ジョークタイム (20分) ロングタイム (40分)	週2単位 (1単位40分)	1~3年生 (週2コマ) 4~6年生 (週2~4コマ)	週1~2単位 (1単位60分)	週2単位 (1単位45分)
担当	ネイティブスピーカーを招聘	ネイティブスピーカーはあまり活用されていない	ネイティブスピーカーはあまり活用されていない	ボランティア またはネイティブスピーカーの募集	外国語授業担当の専任職員の配置	特に第1学年において、チームティーチングでネイティブスピーカーが教員を補助

図表一5 諸外国における小学校段階の英語教育の状況 (出典: 文部科学省)

すでに英語が導入されている。

それでは、オランダでの英語教育はどうであろうか。同国は非英語圏では最も高い英語力を誇っており、15歳以上の国民の90%以上がバイリンガルであると言われている。オランダの小学校での英語教育は、1986年から初等教育7年生と8年生（最上級生）で義務化となった。しかし、実際は低学年から英語の歌を歌ったり、テキストを使って簡単なスペルを学んだり、辞書を使用して単語の意味を調べたり、英語での表現を学んだりしている。指導方法に関しては、各学校の自由に委ねているため統一した方法は存在しない。ただし、オランダ政府が1993年に各教科単位で設定した「中核目標」（生徒が卒業までに習得すべき内容）があり、最低の指導基準は定められている。

第2は教科としての特別教科道徳の充実である。この教科の目的として、「自分ごととして『考え、議論する』授業などを通じて道徳性を育む」とある。基本的に小学校で2018（平成30）年4月1日、中学校で2019（平成31）年4月1日から施行された内容とは基本的に変更なしとされている。

ただ、異なるのはこれまで道徳を特別の教科（「道徳科」）としたことである。

道徳科の特徴として、いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに見直すと共に問題解決的学習や体験的な学習等を取り入れ指導方法の工夫を行うとしている。また、道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導の改善を生かすこととしている。尚、評価の数値化はしないとなっている。

第3は特別支援教育に関する改善事項であるが、その内容は、特別支援学級や進級による指導における個別指導計画の作成並びに障害のある幼児・児童生徒等について個別の指導計画を作成し、活用すること。また、各教科等の指導に当たり、学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的且つ組織的に行うこととなっている。

以上、小学校の新指導要領の改定事項の要点について述べてきたが、今回の指導要領改訂の最大の特徴はその方向性にある。図表一6は学習指導要領改訂の方向性を示唆したものである。そのポイントは①「何ができるようになるか」：社会に開かれた教育課程②「何を学ぶか」：新しい時代に必要になる資質・能力を踏まえた教科・科目等の親切や目標・内容の見直し③「どのように学ぶか」：主体的・対

話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善、となっている。この中で注目すべきは、アクティブ・ラーニングの導入である。この方法は既に一部の大学等の授業（ゼミナール等）で導入されている。



図表一6 学習指導要領改訂の方向性（出典：文部科学省）

アクティブ・ラーニングとは「学習者である生徒が受動的になってしまう授業を行うのではなく、能動的に学ぶことができるような授業を行う学習方法です。生徒が能動的に学ぶことによって『認知的、倫理的、社会的能力、教育、知識、経験を含めた汎用能力の育成を図る』内容である」と定義している（2012年8月中央教育審議会答申）。今回の「新学習指導要領」におけるアクティブ・ラーニングの導入は、これまでの我が国の「画一的な内容を一斉授業で教える」（一斉授業或いは教授法）の反省に基づいた導入である。現在、日本において、アクティブ・ラーニングを積極的に導入しているのは大学の授業（専門ゼミ等）であり、小学校での普及は少数である。ところで、アクティブ・ラーニングの教育法は以下のように分類されている。

- (1) 先生が話したことをノートに取り、その記憶量（理解力）をテストやレポートで確かめる方法で、小学校や中学校で行われている授業である。
  - (2) 先生の話の基本にして子どもが授業に参加する形式で子ども同士の議論、体験、そして発表することで言語能力を高める。
  - (3) 先生が学びの道筋（カリキュラム）をつけ、子どもたちが共同学習方式で探索や体験を行い、課題を解決する方法で次のような方法が取られている。①共同学習型②体験学習型③総合的な学習の時間が型④プロジェクト型である。（11）
- 尚、新学習指導要領において、アクティブ・ラー

ニングの視点として以下の3点をあげている。

(1) [主体的な学び]: 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら、見通しを持って粘り強く取組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」を実現できているのか。

(2) [対話的な学び]: 子供同士の協働、教員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自らの考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

(3) [深い学び]: 習得・活用・探究の見通しの中で、教科等の特質に応じて育まれる見方・考え方を働かせて思考・判断・表現し、学習内容の深い理解や資質・能力の育成、学習への動機付け等につなげる「深い学び」が実現しているか等をあげている(図表一7参照)。



図表一7 アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善について (イメージ) (出典: 文部科学省「新学習指導要領について 2019年3月」)

このアクティブ・ラーニングが学習指導要領に導入することが提案されたきっかけは、当時の下村文部科学大臣が2014(平成26)年11月4日に中央教育審議会に対して「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」(諮問)で「アクティブ・ラーニング」の充実を提案したことにあるといわれている。(12)

この提案の背景には、現代のグローバルな社会に生きる子ども達に対する必要な能力の習得を目指したものである。

オランダでは既述したように以下の主なオールタナティブスクールで、モンテッソソリー教育、ダルトン教育、イエナプラン教育、シュタイナー教育、フレイネ教育等が行われており、各学校において個別教育を中心とした学習成果をあげている。今回の教育改正で教育の目標として、「子供たちが社会に

でて、如何に生きていくための力を身に付けさせるか」が問われているのである。

### 2、学習指導要領改訂(小学校)の諸課題

今回の新学習指導要領(小学校)の課題として以下の4点に絞って論じる。

- (1) アクティブ・ラーニングの提唱
- (2) 小学校の英語教育
- (3) 道徳教育の教科化
- (4) 現代的諸課題への対応

以下、これらの4点の課題を指摘する。

(1) アクティブ・ラーニングの導入であるが、これは世界で「子どもが世界一幸せな国」であるオランダでは様々なオールタナティブスクールにおいて「個別性」と「社会性」を重視した画期的な教育が行われている。アクティブ・ラーニングは、明治維新期以降、日本の学校教育(公教育)の主流であった「画一的な内容を一斉授業で教える」育方法を改善するものである。

新学習指導要領では新しい時代に必要な資質・能力を有する人材を養成する視点からアクティブ・ラーニングを導入したのである。ただ、問題のひとつは、「主体的・対話的で深い学びの実現」を目的とする学習課程において「個別性」、「社会性」が軽視されないよう注視する必要がある。

何故ならば、このシステムの最大の特徴は学びをする児童同士が相互理解を深めることによって、他者に対する寛容の精神と社会性を養成の目的からである。

問題のもう一つは、この教育方法を実践する教師自身がかつてアクティブ・ラーニングを小学校で体験学習してこなかったことである。すなわち、新学習指導要領の方向性で指摘している「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえて「どのように学ぶか」という授業を展開できるかという問題である。今後、アクティブ・ラーニングを展開するための教師の資的向上が課題となる。

日本の小学校でアクティブ・ラーニングがどのように授業を活性化させ、主体的且つ自主的で他者に配慮できる児童を育成するかが課題となるであろう。

#### (2) 小学校の英語教育

今回の新学習指導要領において英語があらたに教科として導入され英語教育の早期化が開始されることになった。目的は「外国語活動」並びに「外国語」の目標は共に「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、

話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成することを目指す」となっており、「外国語活動」では①聞くこと②話すこと（やり取り）③話すこと（発表）に、また「外国語」では①聞くこと②読むこと③話すこと（やり取り）④話すこと（発表）⑤書くこと等に重点的目標が置かれている。

ここで問題となるのは小学校担当教師がどの程度英語力を具備しているかである。とくに最初に英語に触れる小学校中学年の児童にとって、最初の授業体験は大変重要である。低学年にとって、はじめての「外国語活動」（活動内容：挨拶や名前の言い方、アルファベット大・小、絵本の内容理解、持ち物の名前等）の体験・印象が後々英語に対する興味を持続できるかどうかに関わってくる。つまり「英語は楽しい」と思える授業の展開が必要になる。

よって、中学年の外国語活動の教員の英語力が問われることになる。高学年になると授業は担任＋専科教員体制になるので、担任教師の精神的負担は軽減されると思われる。小学校教員の英語力の質的問題は、大学での教員養成時の英語（読む・書く・聞く・話す等）に関するカリキュラムの充実、教員採用試験の重視、現任教員研修制度の充実等が考えられる。尚、2014年度から文部科学省「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」（2013）に基づいて「外国語活動」、「外国語」の授業担当者に対して研修が行われている。

### （3）道徳の教科化

今回の新学習指導要領において、小学校にて、道徳が「特別の教科道徳」として授業に組み入れられた（ただし、「学校教育施行規則」の第2節第2項にて、私立小学校の教育課程にて宗教を加える場合、宗教をもって特別の教科である道徳に代えることができる）。今回の教育改革にてこれまでの「道徳の時間」から特別の教科として道徳が実施される背景には、小学校においても頻繁化する「いじめ」問題対策にあるといわれている。

「教育基本法」第1条〔教育の目的〕において「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」とある。この「人格の完成」の土台となるのが道徳教育であり、その目的は、個々の人格を育成することにある。また、新「小学校学習指導要領」第1章総則第1の（2）で「道徳教育や体験活動、

多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養<sup>かんよう</sup>を目指した教育の充実に努めること。」とある。

ところで「いじめ」とは「いじめ防止対策推進法」（2013）によると、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。

いじめ問題の背景として、「過度な競争主義教育」、「偏差値教育」、「知識偏重教育」、「学歴偏重主義教育」等の存在（=弊害）を指摘することができる。小学校でのいじめの認知した学校数は14,333校（総数の70.5%）で、前年度から8.4ポイント上昇している。このように近年小学校でのいじめの認知件数が増加している（文部省「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

この特別の教科としての道徳の導入によって「いじめ」の認知件数が減少することが希求される。

いじめの防止は全ての学校の教職員が自らの問題として取り組むべき重要な問題であるが、この問題は学校内だけの問題だけでなく、家庭、地域社会において発生することが考えられる、そこで学校と他機関（例えば児童相談所、警察、自治体等）がより一層連携を緊密化して取り組む必要がある。今回の道徳の特別教科化によりいじめの認知件数の減少を期待したい。尚、東京千代田区立麴町中学校において、学校長の工藤勇一は2014年度から、学校は子どもたちが「社会の中でよりよく生きていけるようにする」ためにあるとの考えのもとで宿題、定期考査（ただし、単元テストあり）、固定担任制の廃止、運動会のクラス対抗の廃止、生徒自身の「手帳」によるスケジュール管理等を実施し、「学校は何のためにあるのか」のスローガンのもと画期的で新しい学校教育（「生徒自身が考える教育」）の実践を行っている（13）。

こうした事例は単にいじめを無くする対策ではなく、現行の学習指導要領のもとでも学校教育改革が可能であることを示唆している。

### （4）現代的課題への対応

今回の学習指導要領改訂における事項のなかで「これからの教育課程の理念」の〈社会に開かれた教育課程〉において、「社会や世界の状況を幅広く

視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと」、また、「育成すべき資質・能力の三つの柱」の一として、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という項目が設定してある。外国の文化・政治・経済等に関して児童が学ぶことは現代的課題のひとつである。しかし、どちらかという今回の改訂において学習内容が日本国内に関する関心事項に集約され、経済・産業・交通手段・情報・文化等の「グローバル化」のもとで諸外国に関する課題が希少に思われる。元来日本人は「内向志向」といわれ、近年、海外に関する興味・関心が薄く、留学する若者が減少しているといわれている（OECDの統計によると2004年の8万2945人から2011年の5万7501人へと大幅に減少している。この数字は少子化を考慮しても顕著である）。その原因として「経済的理由」（賃金の低迷と授業料の高騰化）或いは「語学力の不足」（英語力）等があげられているが、原点は小学生時代からの国際教育関係の不整備にある。本来、日本は非資源国であって、海外の諸国との交易で成り立っている国である。その意味で小学校時代から海外に興味を持たせる授業展開が必要である。是非とも現代的諸課題として、「国際教育」（仮称）を導入すべきである。尚、これまでの日本の教育は知識偏重型・暗記中心型であった。しかし、これからは未来志向型の教育、すなわち知識を積み上げる量的拡大型でなく自らが必要としているものを自由な発想のもとで生み出す個性性を尊重し、個性と国際性溢れる能力を備えた子どもたちの育成が問われている。その意味でも海外に目を向け「逞しく生きる子ども達」を育てる教育が必要である。

グローバルに活躍した元国連難民高等弁務官の緒方貞子氏（故人）は海外で活躍する若い世代（リーダー）に留学を勧めたが、「日本の教育は均等に質が高い。そこに重きを置きすぎていて、リーダーシップの育成には不向きだ」（2019年10月30日朝日新聞大阪版）と日本の教育の限界を指摘している。

### 3、オランダ教育（小・中学校）の特徴と課題

オランダの教育の特徴について以下のように纏めることができる。

- ①歴史的に培ってきた伝統的な寛容の精神と自由主義思想の存在
- ②法律的に「学校創設の自由」、「学校方針の自由」、「学校組織の自由」が保障されている。

③公立・私立或いは宗教的、非宗教的価値観に関わらずに全ての学校に対して同額の国家補助が行われている。

④小学校学校の入学に際して、学校の選択をするうえで学区は存在しないためどの学校を選択するかは保護者の自由である。

⑤生徒の権利を保障する保護者と教師の代表で構成する「学校経営評議会」の存在

⑥各学校の運営管理は独立した機関である「教育監督局」から派遣されるインスペクター（調査官）が各学校を訪問し、教育の自由と教育の質（「個別教育」）が守られているかをチェックする。

⑦オランダの義務教育費（小学校・中学校）の学費は全て無料である。

⑧教科書の検定はなく、各学校の教師は自由に教材の開発、選択をする。

⑨小学校での宿題はない。

⑩1クラス（グループ）は20～30名規模（異年齢クラスあり）の子ども達で形成されている。

⑪シティズンシップ教育のもとで子どもたちは各学校に明示された7項目「表現の自由」、「平等」、「他者への理解」、「寛容」、「自律」、「不寛容の拒否」、「差別の拒否」（14）等を学ぶ。

以上のようにオランダの学校は教育の自由を共通基盤のうえに運営されているが、その教育内容も学校の自由裁量権のもとで行われている。それが「個を尊重する」オールタナティブ教育であり、アクティブ・ラーニングである。これは従来の授業法方法の反省の上にとった新たな授業方法であるが、この方法をいち早く教育現場に導入した国の一つがオランダである。この目的はグループ学習のもとで児童が主体的、自律的、相互理解的に成長発達を促進するところにある。

日本においても今回の新学習指導要領によって新たな教育のスタートが切られることになった。

アクティブ・ラーニングの導入により、かつて受動的、非主体的教育が「主体的・対話的で深い学び」の視点にもとづいた授業展開により、如何に能動的・主体的・人間性を有する能力を身につけた児童の育成できるかが今後の日本の教育のあり方において注視すべき点である。

最後にオランダの教育の課題について明らかにする。

#### 第1、オランダ移民と教育問題

他の西ヨーロッパ諸国同様の移民問題を抱えてい



る。例えば、1940年代から1960年代の高度経済成長期にかけて労働力として、旧植民地であるインドネシアから大量の移民（移民労働）がオランダに流入したが、その数は約30万人といわれている。その後も非英語圏から移民（外国人労働者）として生活水準の高いオランダを目指して多くの人々がやってきた。しかし、その後、長期にわたってオランダは経済的不況期（「オランダ病」）を迎えるが、同国の経済政策が効を奏して、経済が驚異的に回復（「オランダモデル」）したが、その後も続く移民に対する社会保障費や教育費等の支出が同国の経済的ネックとなっている。

## 第2、増大するブラックスクール問題

多文化主義を標榜するオランダでは近年、他のEU諸国と同様、増加する移民・難民により、その子どもに対する教育の問題が存在する。すなわち、学校選択制のもとで、特定の国の移民・難民の子ども達が同じ居住区の小学校に入学するため、従来の居住民であるオランダ人の子ども達が居住地以外の学校を選択せざるを得ない状況に置かれている。

その背景には経済的に困窮度の高い移民の子ども達の学力の問題がある。移民は都市部の特定の地域に住み始めたため、先住のオランダ人はたとえ移民の住んでいる地域に住んでいても、子供は周辺部か市外の学校へ送るといふ学校選択のドーナツ現象が起きている。(15)

こうした学校選択のもとでの子どもたちの分離は人種差別化の危険性があり、解を要する困難な問題として存在している。

## 第3は、12歳での人生選択の問題

オランダは同じく教育先進国である北欧のデンマークやフィンランドが将来のコース選択の年齢が共に16歳で高校或いは職業学校を選択するのに対して、将来のコース選択年齢が12歳となっている。すなわち、12歳にて招来のコース（VWO：大学進学準備コース、HAVO：高等職業専門学校準備コース、VMBO：中等職業専門学校準備コース）を選択することになっているがこの選択は家族・子どもにとって相当なプレッシャーを感じることになる。もちろん各コース間の移動は成績さえ基準点に達すれば移行は自由であるが、選択の判断能力（動機づけ）が本人に備わっていればよいが、12歳の年齢で将来の選択は時期尚早ではないかと思われる。

## 第4は、学校格差の問題

移民の子どもたちが特定の都市部等の小学校に進

学することが、近年顕著になっているが、これまでオランダの小学校は学校選択制が採用され、親は子どもの学校を自由に選択することが可能であり、そのことによって顕著な学校格差は生じていない。しかし、移民の子ども達が居住地の学校に進学することによって、従来同じ居住地において生活していたオランダ人の子ども達が他の学校を選択する為、学校間格差が生じる恐れがある。

以上、オランダ小学校の教育問題の課題について指摘したが、今後、オランダの教育の動向について注視する必要がある。

第5は小学校の教師不足である。

現在、オランダでは深刻な小学校教師不足問題を抱えている。2019年度の新学期（9月）を迎えて多数の教師が不足している。一説によるとその数は1,000名以上であるといわれている。深刻な地域はオランダの中心都市、例えばアムステルダム、ロッテルダム、ハーグ等である。この教師不足問題の原因は移民・難民の多い外国人学校の存在である。これらの子ども達はオランダ語を母語としないため教育面（教育実践）において、困難をきたすためである。その結果、これまでオランダの教育は全国一定の質の水準と確保を保っていたが、これらの移民・難民児童が通学する学校の教育の質が低下することが懸念されている。現在、教師不足に対応するために高学歴の難民を教師として養成するプロジェクトが考えられている。

## 【引用文献】

- (1) 司馬遼太郎『街道をゆく—35オランダ紀行』朝日文庫 P150
- (2) リヒテルズ直子『オランダの教育』平凡社 2004 P34
- (3) 岩波『哲学・思想事典』P395渡部菊郎「グロティウス」
- (4) 栗原福也『世界現代史21・ベネルクス現代史』1982 P112
- (5) 同上(4)のP253～254
- (6) 同上(2)のP56
- (7) 同上(2)のP59
- (8) 五十嵐・太田・山住・堀尾編『岩波教育小事典』1984 P250～251
- (9) 澤 聡美「オランダの初等教育におけるSAMI-ConceptとVierKeerWijzer」～教師と子どもの主体的で能動的な学びを促す組織改革～ 富山大

学人間発達科学部紀要 第12巻第2号：151-163

(2018) P153

(10) 同上(8)のP154

(11) 辻井 正『アクティブ・ラーニングプロジェクト法』オクターブ2017P10

(12) リヒテルズ直子・苫野一徳『公教育をイチから考えよう』日本評論社2016 P115

(13) 工藤勇一『学校の「当たり前」をやめた』時事通信社2018 P6～62

(14) リヒテルズ直子「オランダの『民主的』シティズンシップ教育—その理念と背景」voters14号2013・P6

(15) 同上(2)のP217

#### [参考文献]

・太田和敬「オランダ教育制度における自由権と社会権の結合 - 国民の教育権の再構築のために」文教大学人間科学部紀要『人間科学研究』第31号2010

・黒川直秀「オランダの教育と学校選択」レファレンス 2015

・リヒテルズ直子「オランダと日本における「歴史教育」の比較考察

<https://sites.google.com/site/dlgnji4j>